

2018年9月18日

消費者庁消費者政策課

「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」

中間取りまとめに関する意見募集担当 御中

「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」 中間取りまとめに関する意見

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

日本生活協同組合連合会では、「消費者基本計画」は5年間の消費者行政の骨格を決め、各分野の施策を具体的に進めるための重要な計画として注視しています。今回の第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会にて議論されたとおり、めまぐるしく変化する消費環境を踏まえた消費者行政が行われるよう、さらに検討を進めてください。以下、「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」中間取りまとめに関する意見を申し述べます。

「Ⅰ はじめに」に対する意見

- ・消費者基本計画の策定にあたり、各課題に向けた施策については、消費者庁が責任を持って推進をしていくことを明確にすべきです。全体を通じて、その視点が弱くあいまいな表現となっています。消費者庁がリーダーシップを持って消費者行政を推進するという視点での加筆をしてください。

「Ⅱ 消費者を取り巻く状況変化について」に対する意見

- ・消費者基本計画のあり方を考える上で押さえるべき状況変化として、高度情報通信社会の中でインターネットを通じた消費者被害や個人情報の取り扱いの過誤から生じるフィッシング詐欺や架空請求、グローバル化にともなう越境取引の増加に起因する消費者被害の増加等があります。消費者被害は依然として深刻で、特に高齢者や若年層等が関わるこれらの消費者被害が増加傾向にあることは周知のとおりです。新しい形の消費者被害や課題に対応するためにも現在課題となっている事項について現状認識をはっきりさせ、その上で、消費者基本計画の策定を行うべきです。

「Ⅲ 消費者政策の視点について」に対する意見

「1 健全な消費生活環境の確保」に関して

(1) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」への対応

- ・SDGsの実施において全体的に消費者が「主体的に行動すること」が強調された記

載となっています。しかしながら、SDGsの達成のためには、消費者、事業者を含めた様々なステークホルダーの行動が必要であり、それらの主体が行動していくために消費者庁が行うべき施策を明らかにすべきです。

「2 消費者の権利の尊重」に関して

（1）高度情報通信社会の進展への対応

- ・高度情報通信社会の進展やそれにともなう新たな技術の利活用によって、消費生活の利便性が向上する一方で、新たな消費者問題の発生が予想されます。中間取りまとめに記載のあるスマートフォンの例のみならず、蓄積された個人データの適正な利活用等に関するルール策定等を迅速に進め、消費者保護が適切に行われるような施策の検討を行うべきです。

「3 消費者の自立支援」に関して

（2）脆弱な消費者への対応

- ・アウトリーチ型の支援体制の構築は喫緊の課題であり、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会（以下、協議会）の設置促進はそのひとつの手段です。現在、既存の見守りネットワークを活用した協議会の設置が認められていますが、その有効活用が進んでいない実態があります。他分野の既存の見守りネットワークの活用を含め協議会の設置が円滑に進められるよう国が地方公共団体を支援していくことを盛り込むべきです。

（3）消費者教育の充実（成年年齢引き下げへの対応）

①消費者に対する教育について

- ・国際化や高度情報通信社会の進展等によって、消費者を取り巻く環境は短期間で大きく変化しています。消費者が消費環境の変化に対応し新たな消費者被害を生み出さないためにも、今回の中間取りまとめにおいて新たに盛り込まれた各種のテーマについて、あらゆるライフステージに対応した教育・啓発体制の整備を進めるべきです。

②成年年齢引き下げへの対応について

- ・民法改正にともなう成年年齢引き下げによって若年層の消費者被害の拡大が想定されます。若年者に対する消費者教育の強化を的確にかつ、迅速に行うことを課題とすべきです。

「4 消費者政策の推進のための体制等の在り方」に関して

（1）消費者行政の推進力の向上

①消費者庁の司令塔機能の発揮

- ・消費者庁が総合的な消費者行政の強化に向け、強いリーダーシップをもって、各施策を進める必要があることを明記すべきです。また、消費者庁の他に、消費者

行政において独立した第三者機関である消費者委員会の建議機能の重要性及び独立行政法人国民生活センターの機能についても明記し、国全体のあるべき消費者行政の全体像を示すことが必要と考えます。

②地方公共団体における対応力の強化

- ・地方消費者行政の強化をさらに進めることが必要です。そのためには、地方行政において消費者行政の体制確保を行うことが重要です。地方消費者行政強化交付金や地方公共団体の一般財源の確保だけでなく、「国による恒久的な財政支援策の検討」についても位置づけるべきです。

(2) 消費者団体の活性化

①適格消費者団体・特定適格消費者団体への支援について

- ・適格消費者団体・特定適格消費者団体は、消費者を守る組織として、消費者トラブルの未然防止・拡大防止や被害回復を図る制度を支える基幹的な組織として、消費者行政を民間の立場から担う存在です。公共的な役割・機能である消費者保護を、民間の力と専門性を生かして有効に果たすためにこのような制度設計がなされたものであり、これらの団体の活動は公共的な立場から行われています。持続的に適正な業務遂行ができるよう、これらの団体に対する財政的支援を含めた支援の拡充についても追記してください。

②消費者団体への支援について

- ・今後の消費者団体のあり方を消費者団体、行政、事業者等あらゆる主体を交えて検討していくことは必要な視点ですが、それぞれの消費者団体の機能を維持・活性化させていくためには国や自治体による支援の充実が不可欠です。地域の消費者団体への支援について行うべき施策を明らかにしてください。

以上